

調 査 の 概 要

1 調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠法令

統計法

3 調査対象の範囲

県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校

4 抽出方法

全数調査

5 調査事項

学校数、在学者数、教職員数、学校施設、卒業後の進路状況等

6 調査期日

令和4年5月1日現在

7 調査系統

文部科学省－県－市町村－報告者

文部科学省－県－報告者（県立学校及び私立高等学校）

文部科学省－報告者（国立学校）

8 調査の方法

オンライン調査

9 集計

文部科学省の学校基本調査の調査票情報を利用し、県において集計した。

利 用 上 の 注 意

記号について

- 1 「-」は係数なし、「0.0」は単位未満であることを表している。
- 2 「…」は、計数出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合であることを表している。

令和4年度調査の変更点

・学校調査票（高等学校 全日制・定時制）において、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年3月31日公布）等により、高等学校設置基準を改正し、「普通科」の他に「その他普通教育を施す学科」を設置することができることとしたため、新たな類型に基づく項目の追加に合わせた対応を行った。

・学校通信教育調査票（高等学校）において、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年3月31日公布）等により、高等学校設置基準を改正し、「普通科」の他に「その他普通教育を施す学科」を設置することができることとしたため、新たな類型に基づく項目の追加に合わせた対応を行った。

・卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制、高等学校 通信制）において、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年3月31日公布）等により、高等学校設置基準を改正し、「普通科」の他に「その他普通教育を施す学科」を設置することができることとしたため、新たな類型に基づく項目の追加に合わせた対応を行った。